

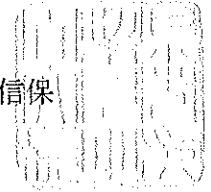
経営管理権集積計画策定に伴う公告

森林経営管理法第4条第1項の規定により、下記森林について、経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和5年10月10日

大月市長 小林 信保



記

1. 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班	地目	面積 (ha)	経営管理権 の存続期間	備考
1	大月市七保町瀬戸 字中プロ1723	70	山林	0.1983 (0.8454)	令和5年10月10日～ 令和11年3月31日	整理番号 R5第02号
2	大月市七保町瀬戸 字中プロ1723内1	70	山林	0.8909 (0.3451)	令和5年10月10日～ 令和11年3月31日	整理番号 R5第02号
3	大月市七保町瀬戸 字中プロ1723内2	70	山林	0.6809 (0.1127)	令和5年10月10日～ 令和11年3月31日	整理番号 R5第02号

2. 縦覧場所

大月市役所 産業観光課
大月市ホームページ

3. 本公告により、大月市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。